大和市告示第１５８号

大和市中小企業信用保証料補助要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和８年９月２９日

大和市長　古谷田　　力

大和市中小企業信用保証料補助要綱の一部を改正する要綱

大和市中小企業信用保証料補助要綱（平成２１年大和市告示第１５２号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第１項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の１項を加える。

（物価高騰の影響等に係る特例措置）

２　第３条第１号に掲げる融資制度（市要綱別表第１に規定する大和市中小企業緊急支援資金に限る。）又は同条第２号に掲げる融資制度（同号アに掲げる資金のうち、原油・原材料高騰等対策特別融資に限る。）を物価高騰の影響等により利用する者であって、神奈川県信用保証協会の保証を令和８年１０月１日以後に受け、融資が実行されたもののうち、令和９年２月２６日までに第６条の規定による申請をしたもの（既に受けている融資の繰上償還のために当該融資を受けた者を除く。）に対する第５条第１項の規定の適用については、同項中「５０パーセント」とあるのは「１００パーセント」と、「１００，０００円」とあるのは「５００，０００円」とする。

附　則

この要綱は、令和８年１０月１日から施行する。